



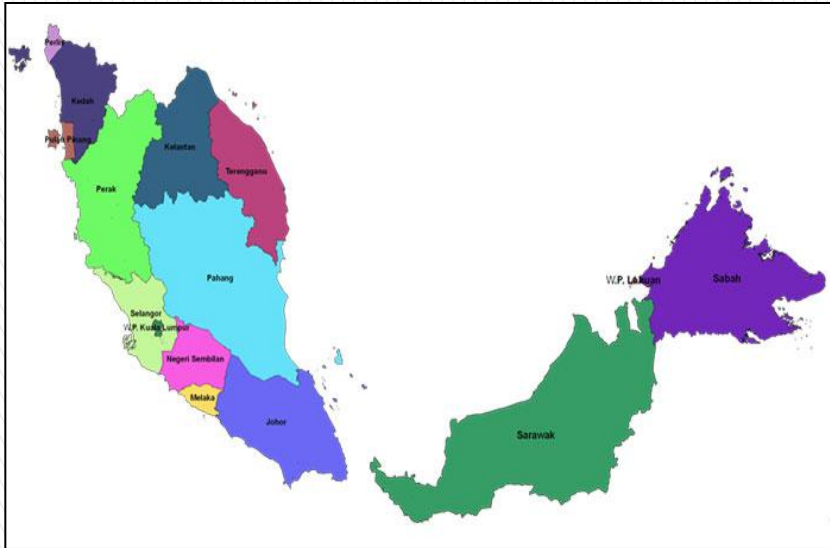
マレーシアにおける知的財産保護の概要

プレゼンテーションの内容

- a. マレーシアの紹介と基礎データ
- b. MDTCC法執行部
- c. 知財保護の重要性
- d. マレーシアにおける知財保護
- e. マレーシアの知的財産権関連法、およびCA 1987 & TDA 2011の改正
- f. 法執行の仕組みと関連法令
 - ❖ 1987年著作権法(CA 1987)
 - ❖ 2011年取引表示法(TDA 2011)
- g. 知財保護に関与する政府機関
- h. 知財保護における課題
- i. 2001年マネーロンダリング防止/テロ資金供与防止法(AMLATFA)の規定
- j. 著作権および模倣に係る一般的犯罪
- k. 2012年～2013年の知財事件の統計
- l. 結論

a. マレーシアの紹介と基礎データ

マレーシアの地図



マレーシア14州

面積 329,758平方キロメートル
人口 2,930万人
首都 クアラルンプール
民族 & 言語

マレー系が57%を占め、華人系、インド系、ブミブトラ（先住民）等のその他の民族が残りの人口を占める。

国語はマレー語で、多種多様な民族は独自の言語と方言を使って会話しているが、英語も広く話されている。

国教はイスラム教であるが、仏教、キリスト教等の他の宗教も広く自由に信仰されている。

通貨

マレーシアの通貨単位はマレーシアリングで、RMまたはMYRと表記される。

為替レートはUSD1 = RM3.15である。紙幣は額面RM1、RM5、RM10、RM20、RM50、RM100、硬貨は額面5、10、20、50セン(セント)のものが使用されている。

外貨は銀行と両替商で両替できる。

時間

グリニッジ平均時よりも8時間、米国標準時よりも16時間早い。

電源

電圧は、毎秒50サイクルで交流220~240ボルトである。マレーシアでは3ピンスクエアプラグとソケットが使用されている。

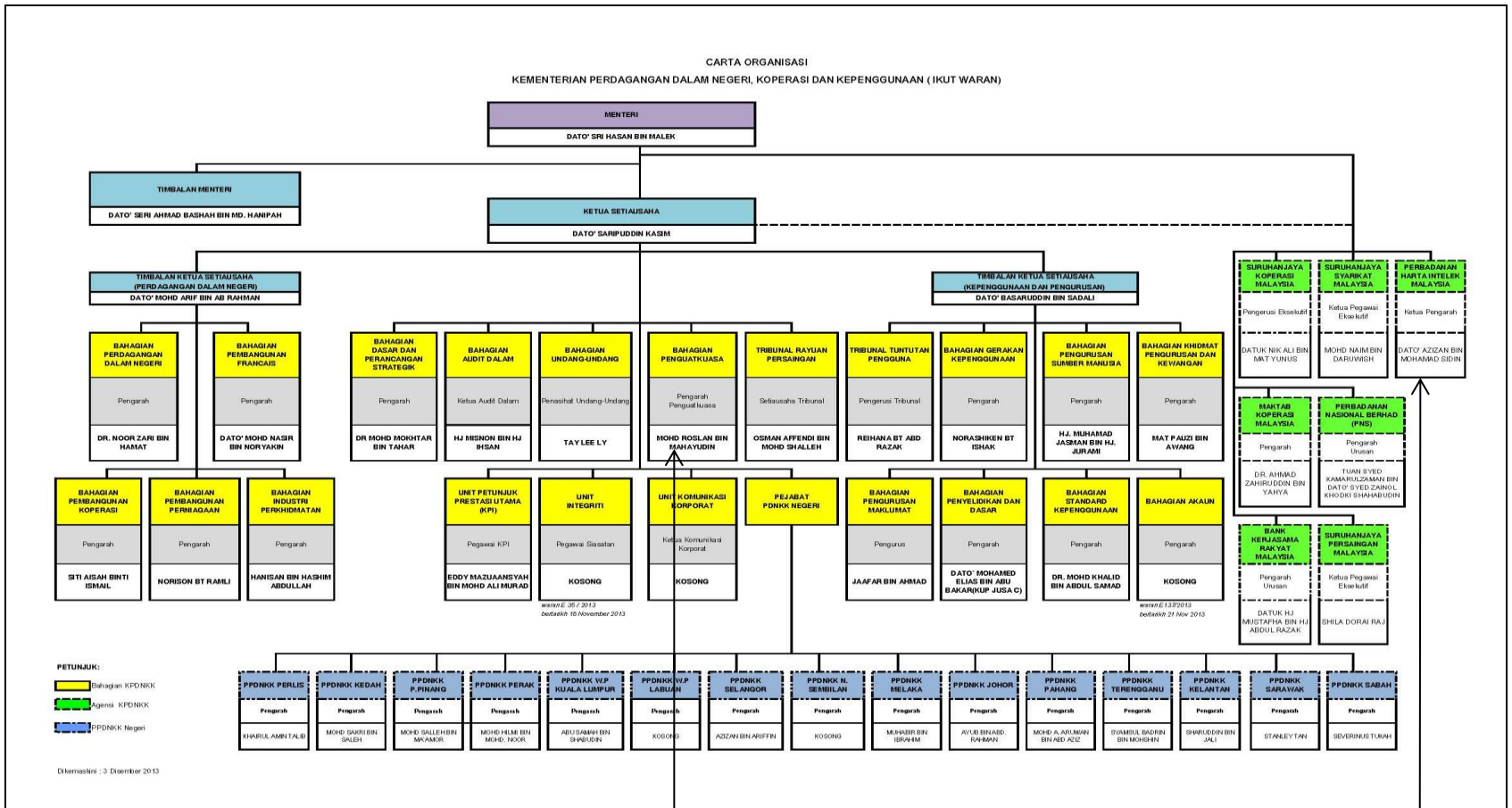
度量衡

マレーシアの度量衡はメートル法に従う。

電気通信

国内電話は、硬貨またはプリペイドカードを使用して公衆電話から掛けることができる。国際電話は、テレホンカードを使用できるほか、テレコム電話局でも掛けることができる。

2014年MDTCC組織図



国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC)
法執行部



b.国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)法執行部



目的

□2001年マネーロンダリング防止/テロ資金供与防止法(AMLATFA)を含む、知財および消費者対策に関連する10法律を執行する。

□使命

消費者に不利益をもたらすあらゆる不正行為、搾取行為、不当利益行為と闘い、消費者および取引業者による倫理的な取引行為を促進する。

□体制

1972年設立

職員数2185名(1850)

14州に72支部

f. 知財保護の重要性

- 自由市場への海賊品/模倣品の流入を防止するため
- 海賊行為/模倣行為は、犯罪による経済不安につながる
- 知財保護はマレーシアのマルチメディア・スーパーコリドー (MSC) の発展に不可欠
- マレーシアでの合法的取引や経済投資を促すための一種の奨励策

□ マレーシアは、域内での知財保護におけるリーダーとなることを誓った。MDTCC法執行部はその実現において重要な役割を果たす。

□ 第9次マレーシアプラン(2006年～2010年)と第3次工業マスタープラン(MITI- 2006年～2020年)の下で特定された新成長領域へのすべての投資を保護する。

□ マレーシアに製造拠点を有する国際企業(例: GE、Motorola、Intel、Western Digital)を保護する。

c. マレーシアにおける知財保護

- 政府による継続的な措置/取組み
- 国際的なベストプラクティスに準拠した知財保護体制
- 国内出願と外国出願の両方に十分な保護を提供
- マレーシアにおける知的財産法の管理官庁はマレーシア知的財産公社(MyIPO)であるが、法執行機能は有していない

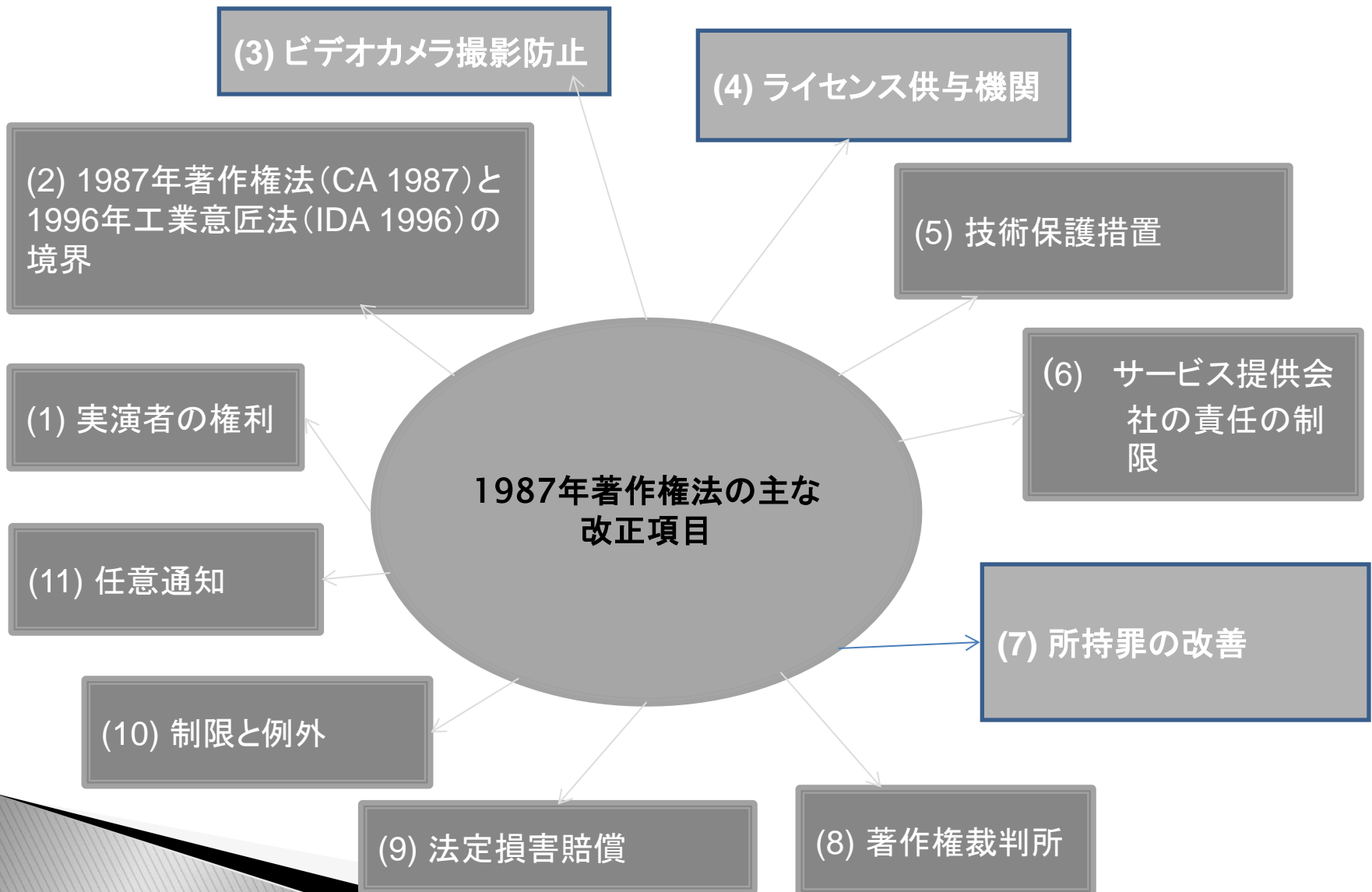
- 知財刑法の執行は法執行部の管轄下にある。
- CA 1987およびTDA 2011に基づく刑事執行。
- マレーシアは2000年と2001年にUSTR(米通商代表部)の優先監視国入りした。2002年には知財保護において著しい改善が達成され、マレーシアはその後、優先監視国から取り除かれた。マレーシアは2012年に監視国を脱却した

- **海賊品/模倣品の撲滅に向けて採られた政府の措置の例:**
 - **特別対策委員会:** 情報共有、合同作戦、国民への啓蒙活動の実施により、全階層で海賊品/模倣品の撲滅活動を展開している。様々な法執行機関で構成される。
 - ショッピングモールでの一掃作戦
 - ダウンロードの停止の呼びかけ、侵害ウェブサイトの閉鎖
 - 企業による法遵守、ソフトウェア海賊版撲滅への対応
 - 海賊シンジケートの無力化
 - CA 1987およびTDA 2011の改正
 - 知財裁判所の設立(2007年7月)

d. マレーシアの知的財産権関連法、およびCA 1987 & TDA 2011の改正

- 1976年商標法
- 1983年特許法
- 1987年著作権法
- 1996年工業意匠法
- 2000年地理的表示法
- 2000年集積回路配置法
- 2011年取引表示法

1987年著作権法 -2010年改正法



2011年取引表示法(2011年改正法)



- 模倣事件における準刑事的措置の効果をさらに高めるための様々な改善

- 商標侵害に関する規定を明記し、こうした侵害行為に対する刑事制裁を定めた

e. 法執行の仕組みと関連法令

- ❑ 執行官は、知財権者から受け付けた苦情に基づいて必要な行動をとる。
- ❑ 知財侵害に対する刑事制裁は、海賊行為の場合は1987年著作権法、模倣行為の場合は2011年取引表示法に基づいて実施することができる。
- ❑ いずれの法律も数回にわたって改正されている。
- ❑ CA 1987の保護対象：文学的著作物、音楽的著作物、美術的著作物、映画、音声録音物、放送および実演。登録はなく、MyIPOは任意通知に基づいて苦情を受理する（同法最新の改正後）。
- ❑ TDA 2011の保護対象：登録商標、および未登録商標（取引表示命令による）。

g. 知財保護に関する政府機関



h. 知財保護における課題

- 消費者の無関心な態度
- 安価な選択肢を求める傾向
- 模倣品/海賊品の見分けにくさ
- 知的財産権の軽視/無視

- CD/VCD/DVD/ゲーム/ソフトウェアの海賊版
- 医薬品/サプリメント食品の模倣品
- 自動車部品/潤滑剤の模倣品
- 不正混合酒
- 並行輸入品

- 海賊版/模倣品は遙かに安い
- 高度な技術 - 正規品と遜色ない
- 中国等の外国からの模倣品の密輸入/流入
- 犯罪のシンジケート化/手っとりばやい金儲け

i. 2001年AMLATFAの規定

(2001年マネーロンダリング防止/テロ資金供与防止法)

- CA 1987とTDA 2011に基づく犯罪は重罪とみなされ、AMLATFAに基づく「前提犯罪」に認定される。
- 政府は犯罪収益(不動産、銀行口座、事業等々)の押収および凍結を行う権限を有する。

j. 著作権に係る一般的犯罪

(1987年著作権法第41節)

- 侵害複製物の製造、輸入、所持、公開、流通、商取引
- 文学的または音楽的著作物を公の場で実演させること
- 侵害複製物の作成において使用を予定もしくは意図される装置を作成しまたは所持すること
- 上記の効果を有する技術的措置の回避
- 電子的権利管理情報の削除または改変
- 電子的権利管理情報が削除または改変された著作物もしくは著作物の複製の不正な流通または輸入

著作権事件の罰則

個人	法人
<p>初犯- 侵害複製物1件当たりRM2000 (US\$635) 以上、RM20000 (US\$6350) 以下の罰金、または5年以下の禁固、もしくはその両方</p>	<p>法人の各取締役、最高経営責任者、最高業務責任者、秘書、管理職、その他類似の役員、または同社の各パートナー ... は当該犯罪において有罪とみなされ、訴訟において個別にまたは連帯して告発される。</p>
<p>2回目以降 - 侵害複製物1件当たりRM4000 (US\$1270)以上、RM40000 (US\$12700) 以下の罰金、または10年以下の禁固、もしくはその両方</p>	

模倣に係る一般的犯罪

(2011年取引表示法第8節)

- ❑ 製品が登録商標に関連する権利の対象物であるかのように装うために、当該製品に虚偽の取引表示を付加すること
- ❑ 登録商標に関連する権利の対象物であるかのように装うために虚偽の取引表示を付加した製品を、供給しまたはその供給を申し出ること
- ❑ 虚偽の取引表示が付加された製品を、供給用として公に提示し、または供給を目的として所持、保管もしくは管理すること

模倣事件の罰則

(TDA 2011 第8節)

個人	法人
<p>初犯- 侵害標章を付加した製品1件当たり RM10000 (US\$3175)以下の罰金、 または3年間の禁固、もしくはその両方</p>	<p>初犯- 侵害標章を付加した製品1件当たり RM150000 (US\$4762)以下の罰金</p>
<p>2回目以降 - 侵害標章を付加した製品1件当たり RM20000 (US\$6350)以下の罰金、 または5年間の禁固、もしくはその両方</p>	<p>2回目以降 - 侵害標章を付加した製品1件当たり RM30000 (US\$9524)以下の罰金</p>

k.2012年～2013年の知財事件の統計

犯罪行為	年		事件 総数	押収金額 (RM)
	2012	2013		
模倣品	934	784	1,718	22,544,000 (US\$720万)
海賊品	1,541	1,105	2,646	16,909,256 (US\$540万)

I. 結論

- 知財犯罪を抑止する主な要因は、強力な法執行体制と告発を成功させることである。
- 業界関係者との協働および協力によりこれまで多くの成果が得られており、今後も強く必要とされている。
- マレーシア政府は、知財犯罪のさらなる減少に向けて、継続的かつ積極的な取組みを行っている。

THANK YOU